

「取引ガイドライン第三版」(案)策定進捗状況について

繊維産業流通構造改革推進協議会

1.「取引ガイドライン第三版」(案)改訂の背景

- (1)平成 28 年 12 月公正取引委員会並びに中小企業庁から示された下請代金遅延等防止法(下請法)に関する運用基準、下請中小企業振興法(下請振興法)に基づく振興基準及び下請代金の支払手段に関する通達を踏まえ、「繊維産業の自主行動計画」を策定し、繊維産業各団体を通じて説明会を実施してきた。
- (2)現在の「取引ガイドライン第二版」は策定してから 10 年余経過したこと、ビジネスモデルの変化もあること、自主行動計画の内容には「取引ガイドライン第二版」では入っていない取引条件等があること等を踏まえ、平成 29 年 7 月から「ガイドライン検討分科会」を立ち上げ、検討を進めてきた。

2.「取引ガイドライン第三版」(案)改訂の進捗状況

- (1)平成 30 年 3 月に「取引ガイドライン第二版」改訂版が策定され、4 月 18 日に「経営トップ合同会議」参加企業の窓口担当者を対象に説明会を開催した。内容等について、「経営トップ合同会議」委員に説明をしていただき、内容等に問題があれば 4 月末事務局までに連絡することをお願いしている。
- (2)顧問弁護士に詳細を検証していただいている。
- (3)全ての手続きを踏まえ、内容に問題が無い時には、「取引ガイドライン第三版」のドラフト版としてホームページ等で公開する予定である。(平成 30 年 5 月連休明けを予定)

3.「取引ガイドライン第三版」(案)改訂内容

- (1)「歩引き」取引については「取引ガイドライン」では一切行ってはいけない取引と明確にした。
- (2)業務条件項目の発注関連項目に「追加発注」を加え、追加発注を改めて定義した。追加発注を行う場合には初回発注時に取り決めた単価・納期等をそのまま適用してはいけないことを記載した。
- (3)業務条件項目の価格関連項目に「価格の交渉について」を加えた。経済情勢の大きな変化(エネルギーコスト、材料費、運賃、労務費等のアップ)の要因に伴い価格改定の必要性があると判断した場合には交渉についての要請を行うことが出来るとした。
- (4)業務条件項目のサンプル関連項目に新たに「サンプル費用の分担」だけでなく、「型代・版代等の費用分担」についての項目を加えた。
- (5)業務条件項目の納期関連項目では、「納期を最終引取期日である」と明確にした。
- (6)在庫関連項目では、「納期内の全量引取の義務を遵守しなければならない」とした。また、「発注者が最終引取期日の延長を要請する場合には、受注者と保管費用、期限、品質保持等について取り決め無くてはならない」とした。
- (7)配送関連項目では「運賃負担条件と分割納品の対応の取り決め」を定めた。内容は、少量配送、遠隔地への配送、海外向けエア配送等の費用について、協議し取り決めるとした。

今回改訂したガイドラインでは業務条件確認項目(取引条件)と協議し確定すべき標準的内容の他に、その内容についての説明文を加えている。なお、第二版では取り決めていなかった縫製業との業務条件等のガイドラインについて、現在、「TA-縫製業分科会」で検討を進めている。新たなガイドラインについては、7 月を目処に策定をする予定である。

自主行動計画に関するアンケート調査では、「取引ガイドライン」の認知度が極めて低いことから、縫製業とのガイドラインも加えた「取引ガイドライン第三版」を本年度中に一万部作成し、当協議会団体会員の加盟している参加の企業(約 4,000 社)に 1 冊配布する予定である。